

聖徳太子とアシヨカ王の仏教

坂 東 性 純

一

人類の歴史を省みるとき、国家や民族や文化の栄枯盛衰と並んで陰に陽に、小さきままな規模における戦争状態が、世界のどこかで絶えず存在していたことが知られる。大は民族・国家的な規模から小はグループや個人の間に至るまで、千差万別の対立・抗争が歴史を色濃く彩っているのが、歴史の歩み方の特色と見られる。換言すれば、何らかの意味における戦争状態を認めることなしには人類の過去の歴史を省みることはおよそ不可能の事と言えよう。凡そ抗争なるものは、それが社会的規模のものであれ、個人的規模のものであれ、等しく人間存在の構造の中に深く根を下しており、それはわけても臆慮という衝動に基くものと考えられる。所謂三毒の煩惱

の中、瞋恚が人間の闘争心を表わすものと考えられるが、所謂六道の人間分析に従えば、それは正しく修羅の境涯に相当すると言えよう。

ところでこの悪しき境涯を対治する側面に関して、一般には個人のレベルに於て考えられるのが道徳であり、社会的視野に於て考えられるのが倫理と一応分けて考えられているが、瞋恚の煩惱の発現であるところの修羅の境界などは、成程、力を原則とする政治の世界であって個人の範囲を超えているとは言うものの、矢張り、依然として両者はその根を同じくしている事は明らかである。しかしながら、一般に、社会的レベルにおける問題には、自らそれ自身が規定されている法則があり、個人のレベルに於ける問題とはその解決の方途が自ら異なるものであると考えられている。政治と宗教、戦争と平和が

人類永遠の課題と言われているのは、まさにこのような両者の不一不異の關係がこの問題の根柢に横たわっているからであろう。

この小論においては、古来、仏教に帰依すること篤く、熾烈な平和理想に燃え、個人としてより以上に一國の為政者として、仏教の平和原理を自らの身に体し、現実の政治の上にそれを実現することに生涯をかけられた二人の帝王——聖徳太子（五七四—六一三A・D）とアソカ王（三〇四—二二六、又は、一三三B・C）——が為政者としての立場から、世の中の抗争の克服・平和の実現という課題にどのように対処されたかを伺い、改めて、國家と個人、戦争と平和、政治と宗教等の關係の上に仏教が果たした役割とその意義とを少しく考察してみたい。

二

西曆五三八年（欽明天皇戊午年）に仏教は公式に日本へ伝えられたと言われる。しかし、これに先立ち、大和の飛鳥を中心として出来上りつつあった朝鮮からの帰化人の村落の間では仏教はいち早くもたらされ、崇拜されていた。聖徳太子は仏教の公式伝来から四十年も経たぬ西曆五七四年に、橘豊日皇子（用明天皇）を父とし、穴

穂部間人皇女を母として生れられた。太子が十四才の時、父君用明天皇が崩御され、次いで立たれた崇峻天皇が、太子の妃の一人・刀自子郎女の父親に当る蘇我馬子によって殺害されるという事件がおきた。そこで五九三年、御年三十九才にして炊屋姫が天皇の位に上られ、日本で最初の女帝としての推古天皇になられた。推古天皇の御代が始まるや、その即位四ヶ月後に、聖徳太子は御年二十才にして、摂政となられ、天皇から政務を委ねられた。後に太子が推古三十年、四十九才で亡くなるまで、日本の内治外交の上には、いろいろな事件が相継いで起った。ことに太子の前半生は、内外共に血なまぐさい事件が相継いで起っている。即ち、当時大陸文化が日本に移入せられる唯一の門戸の覬があった朝鮮半島には、高句麗・百濟・新羅相互間の紛争に加えて、日本の直轄地・任那の不安な状況が続き、この任那問題を巡って日本の朝廷から幾度も軍隊が派遣された。欽明天皇が崩御の際、任那の再興問題を太子（敏達天皇）に委嘱されてからというものは、任那復興問題が歴代天皇の主要な外交・政治問題となった程、日本の内政は外交問題と密接なつながりをもつようになっていた。由来、百濟などの朝鮮半島諸国との軍事・外交は、大臣・大連の管掌する

ところではあったものの、日本の朝廷にとっては、無視することの出来ない政治問題であることは確かであった。しかしこの朝鮮出兵問題は、六〇三年、来目皇子に次いで征新羅將軍に任ぜられた当麻皇子の妻・舍人姫が、瀬戸内海の船中で急死したことを契機に終止符が打たれ、聖徳太子在世中二度と新羅征討が決行されなかった事實は特に注目に値する。しかしこの事實の反面、六〇〇年頃を境に外交の主導権を確保するに至った太子が、更に積極的な大陸外交——遣隋使の派遣——を開始していた事實にはより一層注目する必要がある。それは、遣隋使の派遣が、経済・軍事問題とは別の文化的見地から、百濟・新羅や高句麗の文化の根源をなす隋と交渉をもつことにより、直接高度な大陸文化を受容するために為されたからである。又、同時に、隋との外交路線の打開が、対百濟外交を管掌していた大臣蘇我馬子に対する摂政聖徳太子の政治的立場の表現であり、推古天皇の權威の、従来とは異なった文化的側面に於ける權威の発揚を意味していた事實は一層重要である。

聖徳太子が摂政の位に即かれてからの後半生は、推古二年の三宝興隆の詔發布に始まり、推古八年から二十二年に跨がる四次に亘る遣隋使の派遣、推古十一年の冠位

十二階の制定、同十二年四月の憲法十七条の發布、同十四年七月、飛鳥橋宮に於ける『勝鬘經』の講説、次いで斑鳩岡本官における『法華經』の講説、同二十八年『天皇記』および『国記』などの史書の編纂等に見られる如く、積極的な文化的事業が次々と実行に移された期間と称することが出来る。尤も、此の間にあつては、無論当麻皇子の妻の死を契機に、それ迄の歴代の朝廷の宿年の課題であつた朝鮮出兵に永遠に終止符が打たれたけれども、摂政に即かれて以後の十年間程は、太子はこの重要な外交・軍事問題には必然的に係わり合いを持たざるを得なかつたのである。従つて太子の前半生及び、誕生に至る迄のかなりの長期に亘る朝廷並びに各民族の歴史的状况は、後年の太子の極めて顯著で活撥な平和的・文化的施政を生み出す基盤を為したという観点から省みられる必要がある。

太子が摂政としての地位に立たれる迄の経緯を考えるに當つては、太子の義理の父親に當り、且つ当時の氏族社会の頂点に位していた蘇我馬子の存在を無視する事は出来ない。馬子は、仏教伝来の頃進歩的・崇仏派の巨頭として保守・排仏派の急先鋒であつた大連・物部守屋と対決し、遂には勝利を得た大臣・蘇我稻目の長子とし

て、勢威を恣にし、その巧みな政策により天皇家と密接な外戚關係を結び、妻に反対派の物部守屋の実妹をもてるにも拘らず、物部氏を制圧し続けた。即ち、太子の父の用明天皇の母は、蘇我稲目の娘堅塩姫きたしであり、この姫と欽明天皇との間には用明天皇の外に推古女帝も生れてゐる。又、欽明天皇のもう一人の妃・小姉君おあねは、同じく稲目の娘、馬子の弟に当り、欽明天皇との間には、太子の母穴穗部間人皇女あなほのまことや穴穗部皇子あなほのみこ、宅部皇子たくべのみこ、泊瀬部皇子はるせべのみこ（後の崇峻天皇）があり、又、太子妃の一人・刀自子とぢのみこ郎女いらぬめは馬子の実の娘であった。馬子は夙に朝鮮からの帰化人と密接な接觸を保っていた關係から、当時の大陸文化移入いりゅうに関しては最も積極的、進歩的な見解を持ち、當時としては第一級の文化人と称しうる人物であった。しかし、その反面蘇我氏一族の利益をはかるの余り、目的の為には手段を選ばぬ非情な面をも持っていたことはよく知られている。即ち、馬子が直接間接に殺害した人びとは、一帝、二皇子、一氏族、一帰化人と言われ、それも皇族や親族であると否とを問わなかった。『日本書記』に記されている年代の順に従えば、用明天皇崩御の後、穴穗部皇子を次代天皇に擁立する物部守屋に反対した馬子は、炊屋姫（後の推古天皇）と内意を通じて、自らの

甥に当る穴穗部皇子と宅部皇子とを佐伯・土師・的等の諸豪族を動員して相次いで殺さしめた。次いで東漢氏の軍勢を中核とする兵を差向けて河内・渋川の守屋の本拠を襲わしめ、遂に妻の実兄に当たる物部守屋を倒した。これにより二世紀以上も続いた大臣・大連の兩輔政官による合議体制に終止符が打たれ、馬子の大臣独任体制の道は開かれた。次いで、馬子は同じく自らの甥に当る崇峻天皇をば、帰化人東漢直駒あまのあやめに命じて弑逆するといふ挙に及ぶ。しかる後、その下手人たる東漢直駒自身をも葬ってしまう。崇峻天皇と馬子の反目の理由を史家は、崇峻天皇が帝徳をもたず、仏法に冷淡であったこと（『愚管抄』）や、崇峻天皇が雅量を欠いていたこと（『聖徳太子伝暦』）などを指摘するが、いかに目的の為に手段を選ばぬとは言え、自らの親戚に当り血のつながりを持つ人びとを、次々と殺して自らの地位を確保しようとする悪逆無道さは、比類を絶しているのみならず、これが当時の崇仏派の第一人者であり、第一級の文化人の人格の紛れもない一面の現実にならなかつたことは留意するに値するであろう。かかる人物を妃の実父に持つといふ因縁の下にあった聖徳太子の苦衷は察するに余りあるものがある。太子の執政の背後に隠然たる勢力を

もつ馬子の存在は、太子にとっては目の上のこぶ以上のものであったに違いない。しかしながら、それに真向から抗することは太子としては出来うることではなかった。この力の道に敵対することを選ばぬとすれば、太子の執るべき道は自己の撰政としての立場で出来うる限りの善を遂行することであった。太子の後半生の輝かしい事蹟の一つ一つには、破壊的な抗争の道を選ばず、建設的な善の遂行を決意した人の懸命な悲願が籠められていたと言えるであろう。冠位十二階の制定や十七条憲法の発布が現実政治への働きかけであるとすれば、三経の

講讀は現実を支配する理念的側面への積極的働きかけであったと言えよう。仏教に対して聖徳太子は公然と帰依信順の態度を表明され、十七条憲法と並んで三経義疏の製作などはその最も明らかな証左と言えるが、太子に至る迄の歴代の天皇の仏教に対する態度は、太子の明白な積極的態度とは極めて対蹠的に、頗る曖昧であった。欽明、敏達、兩天皇とも、私的な仏教帰依の態度を表明したことはなく、況してや公的な仏教受容には慎重な態度を堅持していた。用明天皇は病気を機縁として私的に仏教に帰依しようと願った。しかしこれは飽く迄私的な願いに留った。崇峻天皇の場合も、私的にも公的にも、仏

教に対する自己の態度を表明しなかった。推古天皇も太子に三経の講説を要請はしたものの、これは宮延では行われず、天皇はわざわざ聖徳太子の宮に向いて仏典の講説を聴いたと言われる程、推古天皇の仏教に対する態度は、あく迄も天皇の私事であったし、事実天皇は公事と私事とを混同することなく、仏教に対する傍觀的・中立的立場を保持し続けた。この様な伝統の上に於て、聖徳太子が公然と仏教に帰依し、国是として仏教を受容された積極的態度は特に注目するに値するものである。

三

アシヨカ (Asoka) 王はインドの歴史上において、仏教に帰依すること篤く、かつ諸宗教にも寛容な態度を表明した偉大なる帝王として知られ、マウリア (Maurya: 孔雀) 王朝の創始者・チャンドラグプタ Chandragupta 王の孫、ビンドゥサラー Bindusāra 王の皇子として西暦紀元前三世紀に活躍した。青年時代のアシヨカは狂暴な性格を以て聞え、Canda Asoka (残忍なアシヨカ) と称されたという。皇子としてアシヨカはヴィディシャ (Vidisa、現代の Bhisra) の知事に任ぜられ、その豪商の娘と結婚、皇子マヒンダをもうけた。父王ピン

ドウサーラの臨終直近いのを知るや、首都バータリプトラ Pataliputra (現代の Patna) に駆けつけてそこを占領し、自らの弟を除きすべての皇子たちを殺した。この事はとうとうたる世論の非難の嵐を捲き起し、王位に即くに至るまでの四年間はこの事態に対処することを余儀なくされたという。後年仏教を奉じて以来のアシヨカ王は善政を施き、インド各地にその詔勅を刻んだ摩崖や石柱が当時数多く刻られたり建てられたりしたものが、現代各処に発見されているが、それらは、アシヨカ王の政治的信念や宗教的理想を伺うのに好箇の確たる史料を提示している。王の伝記の中で、仏教に回心した件りなどは、石柱の文面に特に詳しく記されている。王の回心の直接の契機をなしたものは、即位八年目に王が行なった南インド・カリンガ Kalinga 地方征服という出来ごとであった。王の即位は紀元前二七〇年頃と推定されている故、カリンガ征服は、およそ紀元前二六二年頃行われたと見られる。但し王の仏教帰依はこの戦役より以前と言われ、カリンガ征服は王をして仏教帰依を深化・徹底せしめた意義深い事件と見做されている。著名なアシヨカ王詔勅(第十三石柱)にある碑文には次のように記されている。

「カリンガ州は神々の慈み給う善見王 Priyadarśi (アシヨカ王)により、その即位八年目に征服せられた。十五万人が捕虜として囚われ、十万人が殺害された。この何倍かの人びとが死んだ。カリンガが征服された直後、善見王は学法、愛法、法の宣布に深く没頭するに至った。神々の愛で給うカリンガの征服者は、今や悔恨の情に駆られている。何となれば、未だ征服されざる人びとを征服することには、殺戮、死、放逐がつきまとうからして、深い悲しみと悔恨とを覚えるのである。されど王の悔恨にはもう一つの更に重要な理由がある。それは、沙門(仏教)、バラ門(インド教)、及び他の宗教の信者や在家者で、長上、両親、師匠に従順に振舞い、友人、知人、同僚、親戚、奴隸、用人に然るべき礼節と誠を尽していたあらゆる人びとが、その愛するものに加えられた傷害・殺戮・放逐により苦しんでいる事実である。自らは災害を免れた人びとでさえも、自分たちが増すとも衰えぬ愛情を懐いている友人・知人・同僚・親戚が苦を受けつつある不幸によって深い苦悩を経験している。かくしてすべての人びとが不幸を領ち合っている。このことこそが善見王の心に重くのしかかっているのである。ヨーナ

Yonaの国(ギリシヤ)を除き、バラ門や仏教の苦行者の存在しない国はない。そしてどのような場所においても、人びとが何らかの信仰を懐いていないところはない。それ故、カリンガの戦争で殺されたり、死んだり、放逐されたりした人びとの数が、実際の百分の一、千分の一にすぎなかったにしても、この事は依然として王の心に重い負担を加えていたであろう。善見王は、今や、いやしくも許されうるようなどんな悪行であれ、王にどのような悪事が加えられようとも、それを許さねばならぬと考える。善見王は今や治下に入った森林地帯居住の人びとに対しても、このような生き方、このような理想を採り入れるよう勧誘したいと願っている。……善見王は道義的な征服——即ち法による征服 Dharmavijaya——こそが最も重要な征服であると考ええる。……征服が法によって達成されるのはどこでも、満足が生ずる。征服者と被征服者の対立を生まぬ故に、法による征服によって満足の心が確乎としてうち樹てられる。しかし、この満足ですらさ程重要ではない。善見王としては、窮極的には、来世における行為の結果にのみ価値を認めるものである。

この法に関する詔勅が刻まれた所以は、わが後に生れて来るべき子々孫々が、新たな征服をば達成する価値ありと思わざらんがためである。彼らがもし万一征服を敢てする場合には、中庸を得た身の振舞いを樂しみ、軽き処罰のみにて済まさんことを。彼らが、道義的征服こそが、唯一にしてまことの征服なることを熟慮せんことを。これこそは現世・来世に亘る善行である。彼らが法樂(Dharma-rati)を樂とせんことを。何となれば、これのみが、現世と来世にまたがる善であるからである。」

現在インド各地から無数に発見されている摩崖や石柱等に見えるもろもろの詔勅を代表しているものは、恐らく、この詔勅文であろう。ここにはアシヨカ王自身のカリンガ征服を契機として体験した回心の経緯がさまざまと記され、仏教に深く帰依した後のアシヨカ王の慈愛に満ちた心境が生きて描写されているからである。ここでは法による征服、即ち暴力によらざる心服による帰順を第一とし、これが最も尊ばれるべき所以は、それがただに此の世の利益であるに留まらず、現世と来世の二世に亘る善に外ならないからであると、時代と場所を超えて変らざる法の絶対性に対する熱烈な帰依・信順の情

を吐露している。アシヨカ王は自ら仏教を喜んで受容したのみならず、それを一切衆生に及ぼそうとした。王は仏・法・僧の三宝に対する帰依を表明し、又仏教を近隣諸国に宣教師を派遣して伝えようとしたが、その伝えらるべき法とは、当時のインド内外に存した各種の宗教や信仰と背馳し、対立する意味での仏教ではなく、その内容は、慈悲を中核とする普遍的な法(Dharma)に外ならなかった。総じて、王は、個人的並びに社会的な、仏教に基づく正しい実践道を法という言葉で表わした場合が多い。しかし、ここから王の仏教以外の諸信仰に対する寛大な態度が由来している事実注意到注意する必要がある。

二十年に亘るアシヨカ王の治世の末頃、王は仏陀の生誕の地・ルンビニーを訪れ、そこに石碑を建立し、そこに崇仏の心情を吐露すると共に、その聖地巡拝を記念して、その地方の人びとが政府に収める税金を免する旨を記している。法(Dharma)に対するアシヨカ王の考え方は、およそ次のようなものであった。王はおよそ生命はその尊厳性よりして、人間をはじめ動物等、生きとし生けるものの中に等しく認められる故に、人間に関してはもとより、犠牲の為、食用の為のいかに問わず、あ

らゆる動物の屠殺を禁止した。また王は人びとが誠実、忍耐、親切、慈善、純潔、温和、尊敬、長上や師に対する従順、友人・親族・知人・使用人・奴隸等に対して示す寛容などの諸徳を涵養するよう願った。王はまた怒り、狂暴性、思い上り、嫉妬、誤れる利己心などの諸悪を制禦するよう誠し、またあらゆる宗教の諸宗派や、沙門、バラ門、邪命派の人びと、ジャイナ教徒らすべての信仰心をもった人びとを尊敬すべきことを説いた。王は晩年不殺生の理想に徹底の度を加え、屠殺から免除されるべき種々の動物のリストさえも作成した。又、王は時々特赦令を発して、監獄から罪人を放免した。又、王はすべての人びとがその徳に於て神に近くなるようにと願い、かくして神々と人間の差異が最小になることを願った。王はインド領内の各所、就中、人びとの多く集まる処や領土の辺境に詔勅を刻んだ石碑や摩崖を配置し、王がその家族と共に実践している如く、国民にも宗教の諸徳の実践を求めた。アシヨカ王は又仏法の純粹性を確保する為に經典結集を主催したと伝えられ、仏教の宣教の使者をインド各地をはじめ、現在のギリシヤ、エデプト、中央アジア、セイロン、ビルマ、マライ、カンボジア、ヒマラヤ地方に派遣したが、皇子マヒンダをセイロ

ンに遣わしめて仏教を伝えしめたことは、南方上座部仏教の発足を為す極めて重要な出来ごととされている。

四

以上に於て紀元後七世紀に日本に出られた摂政としての聖徳太子と、紀元前三世紀のインドにマウリア王朝第三代の帝王として出られたアシカ王の事蹟を並べ概観した。民族・時代・場所を遠く距てているとは言え、この二人の仏教徒の帝王の間には、数多の共通する諸点が見出される。上に述べた事どもは、二者が置かれていた特殊な歴史的状况と、そこに立って二者が遂行された一生涯の事蹟のあらましにすぎない。尤も、太子は天皇の地位には生涯立たれず、推古天皇の摂政として終始されたが、直接政務を掌どる為政者としての地位に居られたことは周知のごとくである。しかし、先づ何よりもこの二帝は共に戦争や親屬、氏族間の抗争など、大小の差こそあれ、自己及びその周囲の骨肉相喰む煩惱、濁乱の惨澹たる現実と直面して仏教に対する帰依を深められた。両者の平和を願う事の熾烈であった事は、それだけ常に相争い傷つけ合う宿業をもった人間への悲しみが深刻であった事を物語るものであらう。

『日本書記』の記すところによると、太子は臨終に際して諸子に「諸悪莫作、諸善奉行」という遺語を告げた。これは「七仏通戒偈」として『法句經』、『増一阿含』、『出曜經』、『四分律』等をはじめ、『大般涅槃經』、『大毘婆娑論』、『大智度論』、『瑜伽師地論』等小乘、大乘を通じてさまざまな經典に見られる仏教倫理の根本信条の初の二句であるが、この遺語をうけて「永き戒と為」した山背大兄王は、「私の情有りと雖も、忍びて怨むこと無し」という忍従の道を選んで蘇我蝦夷との衝突を回避し、後に蘇我入鹿の攻撃に遭うに及び、東国に赴いて戦おうとする献策を斥け、「卿がいうところの如くば、その勝たんこと必ず然らむ。ただ吾が情に冀うは十年百姓を役はじ、一身の故を以て豈に万民を煩わし勞らしめんや」との心境を語り、「吾が一身をば入鹿に賜ふ」と言つて自殺したと言われる。即ち、入鹿の差向けた巨勢徳太臣の豪族の軍衆が取囲む塔の中で、山背大兄王をはじめ、妃や子女ら十数名が一時に自縊して果てたと伝えられるが、これにより、太子の死去の二十二年目、その後裔は全く滅び、上宮王の一家が永く断絶したことを意味する。これは文字通り、太子が遺語の中で意味していた七仏通戒偈の利他の精神を山背大兄王が己が

身に引きあてて実践し、自己の生命をすら放棄して、「万の民」へ災いが波及するのを防止する道を選んだ崇高な捨身行であった。太子がこの二句に託した不殺生、利他の精神は、正にアシヨカ王が心底から動かされていた精神でもあった。カリンガ詔勅の第二に、アシヨカ王は次のように言う。

「……(辺境の人々に対する)私の唯一の願いは、彼らが私を怖れず信頼してくれることである。また彼らが私から災害ではなく幸福のみを期待することであり、私が許し得られる限りの罪過に対しては、彼らを許す心算であることを、彼らが理解してくれることである。私に見做って法を実践してくれるようになることとであり、彼らが今世と来世における幸福を達成することである。……」

ここには一切の生類に対する不殺生の精神に動かされたアシヨカ王が、未だ見ぬ辺境の人びとが自分をどう思っているであろうかに思いを馳せ、そういう人びとに所信を伝えたいという慈しみの情が表われている。この言葉を貫いているのは、衆生の罪過に対するゆるしの精神であり、その根柢には普遍の法に対する信仰が横たわっていたことが分る。

アシヨカ王の摩崖詔勅第七によれば、アシヨカ王は、「……人びとはその性質や情熱においてさまざまである。そしてその義務の全体を尽すときもあれば、一部しか遂行しないこともある。……」

と述べている点などは、王の人間の機類の多様性に対する理解の深さを立証しているが、聖徳太子の十七条憲法中の「人皆党有り、亦達れる者少し」(第一条)や、「人、^{よだ}悪しきもの^{すく}鮮し。能く教うれば従う。其れ三宝に帰せずんば、何を以てか^{まが}枉れるを直さん」(第二条)をもまた想起せしめる。アシヨカ王の寛容の精神はただ人間性の深い理解に留らず、法に帰依した人間によって示されるすべての人間のもつ良き可能性への信頼でもあったことは言うを俟たない。この精神は、同じく太子の十七条憲法中の第七条にも示されている「世に生れながら知るもの少なし。尅^よく念^{おも}いて聖^{むじり}と作る」に示されている寛容の精神、現実の人間の咎を性急に責めず、誰でもが持つ成仏の可能性への揺がざる信頼の念にも通ずるものがある。アシヨカ王の「(他の人びとの)どんな悪事でも許しうる限り許さねばならぬ」という自らへの戒めの言葉は、自らの内にひそむ悪に十二分に目を開いた人にしてはじめて言い得ることであり、ここには、己が悪

しき機根に対する深い懺悔と、万世を通じて変らぬ普通の法に対する深い鑽仰の念が同時に籠められている。

聖徳太子とアシヨカ王の二帝王に共通している感情は、真の幸福と平和を築くことは、人間的努力のみでは達成し得ないことを深く信じておられた点である。太子が十七条憲法の第二条に「其れ三宝に帰せずんば、何を以てか任れるを直さむ」と言われ、かの「天寿国ちんじゆうのくに・唯仏是真」などは、紛れもなく、人間による人間教化の可能性に対する全き絶望の告白であると同時に、法に帰依することによってのみ、真の平和・永遠の平和（涅槃）が達成せられるという確信の表明である。アシヨカ王の第一石柱にも、

現世においても、来世においても、熾烈に法を愛すること、容赦なき自己検討、徹底した従順、深い罪障への恐れ、それに熱烈な情熱なしには、幸福を達成することは困難である。と述べられている。

また摩崖詔勅第十には、

善見王（アシヨカ王）は、現在においてもまた未来においても、人びとが王の法の実践のことを聞き及ん

で、法に従って生きるのではないかぎりは、いかなる榮譽も名声も大して価値あるものとは考えぬ。

とも述べられている。これらも明らかに、いかなる人間的善も永遠・普通の法に基かぬ限りは、絶対的な価値をもたぬことを断言したものであり、宗教が道徳に先行する事を「行善の義、本帰依にあり」（『勝鬘經義疏』）と明確に表現せられた聖徳太子の根本信条と軌を一にするものであると見られよう。

永遠なる平和を希求する心はまた、永遠に苦を消滅せしめたいと願う心でもある。この願いは現実を超えた願いではあるが、また一面、苦なる現実に直面せずしては容易に起り得ない崇高な願いである。太子にとって、苦なる現実とは、何よりも、さきに記せる如く、身近な親属の中にかの蘇我馬子を見出し、かつ、馬子がいかなる理由からにせよ、太子の法に目醒まされた鋭敏な感受性にとつては殊に、いかんとも容認し難い数々の非道を敢てし、その上その存在を形の上で容認しつつ政務を運ばざるを得ぬ羽目に立たされたということであろう。

太子もアシヨカ王も権力や暴力による永遠の平和の樹立の可能性を信じていなかったことは、仏教に帰依した後の二帝の事蹟が明らかに語るところである。太子の

「其れ三宝に帰せずんば、何を以てか枉れるを直さん」と呼応して、アシヨカ王もその石柱詔勅の第一において

「法に随つて統治し、法に随つて正義を行ない、法に随つて人びとの福祉を増進せしめ、法に随つて人びとを保護すること——これらこそ、位の高下を問わず、あらゆる地位に居る役人の規範である」と述べているが、ここに於て現実問題解決の根拠は形式的・外面的側面から宗教的・内面的側面に求められていることが知られる。

又、太子の「行善の義本帰依にあり」と呼応して、アシヨカ王は第七石柱の詔勅文の中で「人びとが法において進展すべく勧誘せらるべき方法に二通りある。その一は道德的規定によるもの、他は瞑想によるものである。この二者の中、道德的規定はさほど重要ではない。しかし、瞑想は極めて重要である」と述べて、内面の解決法に更に二種を分ち、この中、道徳を斥けて宗教的瞑想に窮極の抛りどころを見出している。この様に直接現実の政治を管掌する地位に在った二帝が、期せずして政治という現実的な問題を真に処理すべき抛り処を内面に求め、しかも道德的レベルの不徹底なる事を更に批判して、その成就を更に深い宗教的レベルに求められた事は極めて意義深い歴史的事実と見なければならぬ。

アシヨカ王の摩崖詔勅の第十二には、次のような言葉が見られる。

「他の人びとの信仰は、いかなる理由にもせよ、すべて尊重されるに値するものである。それらを尊重することにより、人は己が信仰を自ら高揚せしめているのであり、同時に、他の信仰に対して奉仕していることにもなる。このように振舞わなければ、人は自らの信仰をも傷つけ、同時に他の信仰をも損うことになる。何となれば、もし人が己が信仰を礼讃し美化したく思う余り、自らの信仰を讃めたたえ、他のそれを中傷するならば、彼は己が信仰に対して深甚なる危害を加えているのである。それ故、協調のみが薦められるべきである。何となれば、協調を通じてのみ、人は他の人びとの帰依している法を理解し、尊敬することができる。」

差別相にのみ注目するところ、比較の念が起り、抗争・反目の絶え間ない悪循環（輪廻）が起る。この闘争果てしない人間世界に和を齎らし、輪廻のへ巡りを永遠に断ち切るには、すべての人びとの内面深く宿されている普遍・平等の法に目を注ぐ見地を導入する外はない。この見地を人間に開くもの、それは人間の外面・皮相をの

み見る差別的な世俗的眼ではなくして、一味平等の超越的眼の外はない。従つて、アシヨカ王が道德の形式的な実践を斥け、瞑想の必要性を強調したのは、この超越的眼を万人に開く事を期待したからに外ならなかつた。

この様に人間の平等を求めて内面深く参入した人の境地は、自ら和の精神となつて発現せざるを得ない。十七条憲法の第十条には次の如き言葉が見られる。

「忿を絶ち瞋を棄て、人の違うを怒らざれ。人皆心有り。心各執るところあり。彼の是は則ち我の非なり。我の是は則ち彼の非なり。我必ず聖に非ず、彼必ず愚に非ず。共に是れ凡夫のみ。……」

ここに表明された自他一如の洞察は、さきに掲げたアシヨカ王の摩崖詔勅第十二に述べられた自他の信念の相関性の認識と、他の信仰に対する寛容の精神と正に相通するものであり、これらの発言の出どころは、万人の等しく住する一味平等の法の世界である。十七条憲法の第一条の冒頭に掲げられている

「和を以て貴しと為し、忤うこと無きを宗と為せ。

……」

という太子の信条は、三宝帰依に基いて太子の到達せられた窮極の心境であり、太子の人生觀の総結論とも

言えるであろう。これはひとり、十七条憲法のみにと留らず、太子の生涯に亘る全事蹟の基調を為す精神でもあつたと云えるであろう。太子の「和の精神」が、太子の仏教帰依から由来する現実政治への働きかけの根本信念とするならば、「協調・寛容」の精神がアシヨカ王のそれに相当すると見られようであろう。

以上の概観でほぼ明らかにされた如く、聖徳太子、アシヨカ王の二帝王が、民族・時代・国をはるか距てて出現し、各々の特殊な業縁、環境の内から、釈尊の教法に値遇し、その到達した精神的深みから、仏教という一宗教の枠をも超えて、万世に通ずる法を高揚し、おのがじしその宗教的精神を体して善政の事蹟を数々遺していることは、単なる歴史上の偶然の一致という見方をはるかに超えた意義を示唆している。両者が政治という現実問題解決の根柢を、超越的な法への帰依に見出し、それが觀念的な法への自己陶醉にとどまらず、現実政治の底に滲透して絶えず働きかけ、他の諸帝王には見られぬ意義深い治世を現出せしめたことは、世界の宗教・文化史上特筆すべき出来ごとであつたことは確かである。

参考文献

聖徳太子関係

聖徳太子 (田村円澄)

聖徳太子 (亀井勝一郎)

聖徳太子の生涯と思想 (金治勇)

日本仏教史 I 古代篇 (家永三郎監修)

アシヨカ王関係

印度仏教史 (龍山章真)

The Edicts of Aśoka (ed. and tr. by N. A. Nikam

& Richard McKeon)

2500 Years of Buddhism (ed. by P. V. Bapat)